

老 総 発 1119 第 1 号
平 成 27 年 11 月 19 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

障害者差別解消法の施行に向けた介護保険事業者等への周知について

日頃より、介護保険行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 6 月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。同法第 11 条の規定に基づき、障害者に対する不当な差別的取扱い禁止や、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の実施に関し、福祉分野の事業者が適切に対応するために必要な考え方をお示しした「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」が平成 27 年 11 月 11 日付けで、厚生労働大臣により決定され、下記ホームページにより公表されました。

つきましては、同法の理念を御理解いただくとともに、障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただくため、管内市町村及び介護保険事業者等に対し、本ガイドラインの周知に対する御協力をお願いいたします。

記

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」掲載ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sabetsu_kaisho/index.html